

第1号議案

総務部におけるグループの廃止及び 「事務局の職制及び権限に関する規程」の変更について

(案)

本機関の業務を効率的かつ適切に遂行するため、総務部のグループを廃止し、事務局の職制及び権限に関する規程を変更する。

1. 総務部のグループ廃止

2020年度以降に予定されている本機関の業務拡大に対して効率的かつ適切に対応するため、総務部の各グループを廃止する。

2. 事務局の職制及び権限に関する規程の変更

(1) 別表1 事務局に置く職位の変更

機動的に組織変更や人員配置を行うことが出来る柔軟な体制を敷くため、部内に置く「グループ又は課」を廃止する。

(2) 別表2 各職位の基本的な職務の変更

上記(1)の変更に伴い、マネージャーの職務の記載を変更する。

3. 施行日

2020年4月1日

以上

【添付資料】

別紙： 事務局の職制及び権限に関する規程 変更案（新旧対照表）

事務局の職制及び権限に関する規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則(平成28年 3月16日) (略)</p>	<p>附則(平成28年 3月16日) (略)</p>
<p>附則(平成28年 4月 6日) (略)</p>	<p>附則(平成28年 4月 6日) (略)</p>
<p>附則(平成29年 5月12日) (略)</p>	<p>附則(平成29年 5月12日) (略)</p>
	<p><u>附則(2020年●月●日)</u> <u>この規程は、2020年4月1日から施行する。</u></p>

変更前

別表1 事務局に置く職位

設置対象		置く職位*	必要なとき置く職位**
部		部長	担当部長、副部長、マネージャー、副マネージャー
室		室長	副室長
部	<u>グループ又は課</u>	<u>マネージャー</u>	<u>副マネージャー</u>
	室	室長	副室長
	広域運用センター	所長	副所長、当直長、副当直長
共通		—	参与、シニアスタッフ、専門スタッフ

* 各設置対象毎に1人のみ置き、部長・室長については、「総務部長」、「監査室長」のように「設置対象である部等の名称+長」と呼称する。

** 必要に応じた人数を置く。

別表2 各職位の基本的な職務

職位	職務
(略)	(略)
マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 部長の命を受け、部員又はグループ員を指導監督するとともに、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行する。 予め部長の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
(略)	(略)

変更後

別表1 事務局に置く職位

設置対象		置く職位*	必要なとき置く職位**
部		部長	担当部長、副部長、マネージャー、副マネージャー
室		室長	副室長
部	室	室長	副室長
	広域運用センター	所長	副所長、当直長、副当直長
共通		—	参与、シニアスタッフ、専門スタッフ

* 各設置対象毎に1人のみ置き、部長・室長については、「総務部長」、「監査室長」のように「設置対象である部等の名称+長」と呼称する。

** 必要に応じた人数を置く。

別表2 各職位の基本的な職務

職位	職務
(略)	(略)
マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 部長の命を受け、部員を指導監督するとともに、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行する。 予め部長の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
(略)	(略)